



厚生労働省発表
平成21年1月21日

輸入食品に対する検査命令の実施について (米国産セロリ及びその加工品)

本日、以下のとおり輸入者に対して、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしたので、お知らせします。

なお、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し、自主検査を指導することとします。

対象食品等	検査の項目	経緯
米国産セロリ及びその加工品（簡易な加工に限る。）	ボスカリド*	検疫所におけるモニタリング検査の結果、米国産セロリから基準値を超えるボスカリドを検出したことから、検査命令を実施するもの。

* 殺菌剤

<参考1>米国産セロリのボスカリドに係る違反事例

1 品名：生鮮セロリ

輸入者：伊藤忠商事 株式会社

輸出者：DOLE FRESH VEGETABLES

届出数量及び重量：544 カートン、14,805kg

検査結果：ボスカリド 0.02ppm 検出（基準値 0.01ppm*¹）

届出先：東京検疫所川崎検疫所支所

違反確定日：平成20年12月18日

措置状況：384 カートン倉庫に保管、103 カートン回収済み、57 カートン消費済み

2 品名：生鮮セロリ

輸入者：株式会社 ローヤル

輸出者：FRESH PACIFIC FRUIT & VEGETABLE, INC.

届出数量及び重量：256 カートン、6,851kg

検査結果：ボスカリド 0.04ppm*² 検出（基準値 0.01ppm*¹）

届出先：成田空港検疫所

違反確定日：平成21年1月20日

措置状況：調査中

*1 ボスカリドは、セロリには0.01ppmの基準値が適用されますが、例えば、にんじんには0.7ppm、なすには2ppmの基準値が設定されています。

*2 ボスカリドの許容一日摂取量（人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量）は、体重1kg当たり0.044mg/日であることから、体重60kgの人がボスカリドが0.04ppm残留したセロリを毎日約66kg摂取し続けたとしても、許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。

<参考2>米国産セロリの輸入実績

平成19年4月1日から平成21年1月19日：速報値

届出年度	届出件数	届出重量(トン)	検査件数*	違反件数
平成19年	704	5,088	80	0
平成20年	511	3,840	43	2(ボスカリド)

* 残留農薬に係る検査